

第2章 デンマーク・ロスキレ市の高齢者委員会

第1節 高齢者委員会の法定化の背景と役割

(1) 法定化の背景

「高齢者委員会」は高齢者自らの要望が高まって自治体が受け止め、運動が全国的に広がり、国が法律化したものである¹⁾。委員は60歳以上の市民の直接選挙で選ばれるので、60歳以上市民の意見が集約される。

デンマークの「高齢者委員会」の成立のきっかけは、高齢者自身が高齢者福祉政策に不満をいだいて自治体に働きかけたもので、かなり積極的活動によるものであ²⁾。デンマークの60代、70代の高齢者は、福祉に対するはっきりした考え方をもち積極的に行動するといえる。その活動の結果、1995年10月社会大臣が「高齢者委員会」を全国に設置する法案を国会に提出した³⁾。日本で参考になるところは、市レベルで自主的な試みが先行して、国が後から制度化していることである。

法律で義務づけられる以前から、「高齢者委員会」が設置されているコムーネ(自治体)は、デンマークの275自治体の2/3に及んでいる。高齢者委員会は、コムーネの行政と高齢者団体の同意のもとに任意で設置されていた。その中のロスキレ市についてとりあげる。

(2) 高齢者委員会の法的根拠

「高齢者委員会(aeldreråd)」はデンマークの275のすべてのコムーネ(kommune)で設置されている⁴⁾。これは、コムーネの高齢者政策に関して高齢者の意見を反映させるためのパイプ役を務める諮問機関である⁵⁾。

高齢者委員会は「社会行政領域における権利保障及び行政管理に関する法律(lov om retssikkerhed og administrati)(1997年6月10日制定)」の第4章「コムーネ」第30条から33条において規定されている。その条文は以下のようなものである⁶⁾。

第30条 コムーネ議会は、高齢者委員会を設置する。高齢者委員会は高齢者政策問題に関してコムーネ議会に助言するとともに、高齢者に関係のある地方政策上の問題に

関して市民の意見をコムーネ議会に取り次ぐものとする。コムーネ議会は、高齢者に関係のあるすべての政策上の提案につき、高齢者委員会の意見を聴かなければならない。コムーネ議会は、複数の高齢者委員会を設置するための基盤の有無を裁定する。

第31条 高齢者委員会は、少なくとも5人以上の委員により構成する。委員は直接選挙により選出され、各委員につき1名の代理人が選出される。コムーネ議会は、高齢者委員会の選挙が少なくとも4年に1回以上行われるよう留意し、かつ、高齢者委員会と協力して、選挙の実施方法に関する規則を制定するものとする。

第32条 当該コムーネに定住する年齢が満60歳以上である者は、高齢者委員会委員の選挙に関し、選挙権及び被選挙権を有する。コムーネ議会は、高齢者委員会の会議を経て、コムーネに定住する年齢が60歳未満である者で早期年金を受給するものもまた、高齢者委員会の選挙に関し選挙権及び被選挙権を有することを、決定することができる。

第33条 コムーネ議会は、高齢者委員会と協力して、当該高齢者委員会に関する条例を制定することができる。高齢者委員会は、自主的にその運営規則を定めるものとする。コムーネ議会は、高齢者委員会の活動に関する費用を負担し、高齢者委員会が希望する場合は、自由に用いることのできる事務局を提供するものとする。

(3) 高齢者委員会の役割

筆者のデンマークへの大きな関心のひとつに高齢者委員会がある。その理由は、市の行政が高齢者に関係する政策決定の前に、必ず高齢者の代表である『高齢者委員会』の意見を聞かねばならないと法律で規定されていること、現在も各コムーネにおいて高齢者により組織的、活動的に運営されていること、行政と対等な関係性の上で信頼関係を築き福祉行政に深く関わっていること、市民の日常生活に深く関わっている（例えば、配食、低床バスの運行や運転手が障害者、高齢者の乗降の補助をするなど）ことである。

高齢者委員会は、高齢者自身の意見をより行政に反映させ、且つ、行政に高齢者福祉に関する問題点のアドバイスをし、行政は高齢者に関わる政策の採決以前に高齢者委員会の意見を聞く義務がある。行政が高齢者に意見を求める範囲は福祉のみならず、交通、道路、教育、文化問題なども含まれる。

例えば、高齢者住宅の所在地が、住み慣れた地域で友達や通いなれた商店街、掛かりつけの家庭医などに近距離であることが大切とされて、建築計画や配食サービス、在宅ケアの企画・計画などに生かされる。また、ロスキレ市では、高齢者委員会が8地区に分かれている部会と綿密に連絡を取り、意見交換や希望事項の統一、苦情問題などを行政当局に提出する前に話し合うことにしている。

高齢者委員会の意見が決定基盤の一環として審議されるには、「期日までに充分準備・検討された内容であること、高齢者委員会自体が活動的であって、委員が高齢者自身であり（60歳以上）他の高齢者団体から支持を受けていること、高齢者委員会が十分に信頼できる会であり、高齢者のための会で、政治家や特定のスタッフの目的達成のものでない、高齢者委員会のメンバー全員の目的のために運営されていること」等が大切である⁷⁾。

現在の委員長より、「『高齢者委員会』でプライエム（特別養護老人ホーム）を見学した結果、年金運用の政策が変わり、プライエムの入居者自身が自分で年金管理できるようになった。入居者の自立と生きがいにつながり意義があった」と説明されたが、このことから、ロスキレ市の「高齢者委員会」はデンマークの中でも、先駆的取り組みがなされていたことが解る。

第2節 ロスキレ市における高齢者委員会の歴史と実際

(1) 高齢者委員会の歴史

ロスキレ市の「高齢者委員会」は、ロスキレ市、元ロスキレ市議会議員・ロスキレ市役所社会局勤務・現在高齢者委員会委員のイエデルデポー氏によると、同じ時期にデンマークで育ち始めていた「学校審議会⁸⁾」を参考にした。

ロスキレ市では、「高齢者委員会」の意見は「社会委員会⁹⁾」で認められて市議会に提出される¹⁰⁾。最初に意見が市議会を通過したのが1991年¹¹⁾で、この時点でロスキレ市の「高齢者委員会」が成立した。

1年後、年に2回「社会委員会」と、「高齢者委員会」が議員をはずして話し合いを持つようになった。会を重ねると、高齢者自身が意見をはっきり言えるように成長し、一方、議員側も高齢者から直接意見を聞くことで市政に生かすことができたという。

ロスキレ市の高齢者委員会が育つ経緯過程で、大きな要因は社会全体が開放的にみんな話合おうという環境が整備されたこと、ロスキレ市議会も閉ざされたところで議事が進むのではないこと、20年から30年前に比べ新聞記者が、自由にインタビューすることができるようになったこと、新聞記者は市民に早い時期に物事を知らせたいと考えるのに対し高齢者委員会は自分たちの意見を行政に反映したいという意図があり、両者の合意ができたこと、市民と行政は対等であること、などが影響している。

高齢者福祉は、行政の中でも大きな責任を持つ管轄分野である¹²⁾。当時の社会局長【図4-2】とイエデルデポー氏が考えたのは、高齢者に関係する人を呼んで「プレスト」をもつことだった。高齢者委員会は、高齢者のクラブ活動、組合活動、社会局の職員、介護、看護の仕事についていた者をメンバーとした¹³⁾。さらに、ロスキレ市在住で他の自治体の高齢者関係の仕事をしている者なども対象にした。

多様な意見が出され、整理して行政の「社会委員会」に提出、「高齢者委員会」の形を作るために試行錯誤が繰り返された。ロスキレ市の高齢者委員会も、法律以前の1991年頃は、高齢者市民は弱い存在で「世話される立場にある者」という考え方が一般的であった。高齢者関係分野で仕事をしている人の代表者、種々な専門分野で高齢者に関する仕事をしている組織の代表者、社会委員会に関係している3人の議員など最初はメンバーに加えた。高齢者自身が自己決定する能力があるということを高齢者自身がお互いに再認識するようになった。議員がいると高齢者は頼ってしまい、高齢者自身からの意見も出にくい。話し合いの結果、最初に高齢者分野で働いているスタッフを除き、議員も不参加とした。

「高齢者委員会」の下に「質問を受けるグループ¹⁴⁾、家族のことを考えるグループ、その他のグループ」などのグループ組織を作り、試行錯誤しながら高齢者が自分たちで、案件を練った。

(2) 現在の同委員会における活動の実際

「高齢者委員会」は全国ネットワークがあり、県単位の「高齢者委員会」へは、ロスキレ市の代表1名が出席する。

ロスキレ市では、「高齢者委員会」の選挙は2001年の11月に市長選挙の際、同時に行われている。「高齢者委員会」の投票率は50%であった。ロスキレ市の場合直接選挙だが、選挙の形態は郵送によるもの、集会で選挙されるものなどがある¹⁵⁾。

ロスキレ市において、2002年現在の「高齢者委員会」の委員長によれば、「高齢者委員会」に関わるメンバーの力量¹⁶⁾などは、次のように紹介された。政策決定に興味がある人たちで、「高齢者委員会」を結成している、立候補者は「高齢者委員会」に関心があって、例えば看護師のような対人関係の職業経験者が立候補するケースが多い、2002年現在は、「高齢者委員会」は9名の強力な委員構成¹⁷⁾で構成され、活発な活動展開¹⁸⁾をしている、一緒に開放的にディスカッションができること、一人ひとりが興味を持って委員会のメンバーになっていることが大切である、共同責任、共同の仕事だということ念頭に置くことが大切である、現在、高齢の市民がどのような住宅環境で生活し、配食については、栄養価もよく、暖かく満足な食事となっているか、高齢者は孤独に陥っていないかなど、常にアンテナを張っておく必要がある、「高齢者委員会」は無報酬で、ボランティアの組織である、以前(67歳以上)の高齢者は控えめであったが、60歳以上の新高齢者は、高等教育も受け、健康で、発言力も旺盛で、できる限り自己決定したい年齢層で他人に頭から押さえられることを嫌う。高齢者委員会のメンバーも行政に意見が反映されるべく増々積極的に取り組むことが考えられる。

「ロスキレ市の高齢者も援助が少なすぎるとか、もっと援助が必要であるなど、法律の適用がないと意見がだしにくい¹⁹⁾」。「高齢者に関する住宅²⁰⁾、高齢者に関する予算に関することなど、高齢者の政治的ターゲットがほぼ決まっている²¹⁾。最新では、行政に老化予防に関する予算の成立を要望中である²²⁾」。

ロスキレ市の高齢者委員会では、今後、予想される少子高齢化に備えて元気な高齢者の育成を推進している。ロスキレ市保健課長ダグマー・スコウピィヤグ氏が、「老化予防に関する予算は高齢化が進展する状況下で大切である」と、我々にも説明した。

ロスキレ市は8地区に各施設があり、施設利用者で構成する「利用者委員会²³⁾」がある。高齢者委員会で2人の代表委員を選出して利用者委員会に出向いている。現在、「配膳グループ²⁴⁾」を結成している。ロスキレ市の配食はセンター方式である。高齢者が好んで食べていないので体重が減少した。研究協議の結果、施設内に食事作りのにおいがしないのが原因と分かった。ホームに再び台所を移そうという運動(センター方式より各施設方式に変更する案について)をしている。「高齢者委員会」は、8地区にある各ローカルセンターとも関係があり、ローカルセンターの問題や情報も得る。近い将来に実施予定のロスキレ市のローカルセンター統合についても²⁵⁾、3人の委員が出席している。ロスキレ市は行政と高齢者委員会の合意形成²⁶⁾ができており、熟成したコムーネの形態を察

知ることができた。行政、高齢者委員会のメンバーは気負うところなく、淡々と余裕をもってそれぞれの責任を果たしている姿に筆者は敬服した。

年間高齢者関係の予算は 200 万クローネ（約 3,200 万円）である。そのうち、「高齢者委員会」は、年間 3 万クローネ（約 48 万円）が支給される。高齢者委員会に関することも、デンマークの各自治体により細部では異なるが、ロスキレ市の場合、高齢者委員会の事務所は市より提供されている。また、広報誌の経費は市が負担する。

ロスキレ市では、「高齢者委員会」の中に「苦情処理委員会」²⁷⁾がある。苦情処理委員会は、主に在宅介護などについて、苦情がある場合に利用者である高齢者が異議を書面により、申請できる制度である。

苦情処理委員会は、「社会行政領域における権利保障及び行政管理法」の第 4 章「コムーネ」第 34 条から 36 条に記載され、次のように規定されている。

第 34 条コムーネ議会は、以下の各号に定める業務を行う、苦情処理委員会を設置する。

- 1) 社会サービスに関する法律第 71 条及び第 72 条の規定に基づき、年齢が満 67 歳以上の者に対して提供されるサービスの決定に関する不服申し立てを、検討し、評価し、上申すること。
- 2) 所管区域の動向を追跡調査し、かつ、業務がコムーネ議会の設定した目標に合致して解決されるように協力すること。
2. 苦情処理委員会は、委員会がコムーネ議会に提出する不服申し立て並びに対人援助及び介護に関するより一般的な案件その他を決定する。苦情処理委員会は、(コムーネに対し) 批判を表明し、担当区域の変更を提案することができる。
3. コムーネ議会は、苦情処理委員会が、第 1 項に掲げる援助に関し、必要な一般的かつ地方的な情報を入手するよう、配慮するものとする。
4. コムーネ議会は、高齢者委員会の議を経て、複数の苦情処理委員会を設置するための基盤の有無を決定する。

第 35 条コムーネ議会は、苦情処理委員会の委員の選挙が少なくとも 4 年に 1 回以上行われるように留意し、併せて、当該委員の選挙方法に関する規則を制定するものとする。

2. 苦情処理委員会は、以下の各号に定める委員により構成する。

- 1) 当該コムーネの高齢者委員会によりその構成員の中から選出される 3 名の委員。
- 2) 当該コムーネ議会によりその議員の中から連出される 2 名の委員。
- 3) 各委員につき、それぞれ 1 名の代理人を選出する。

4) 苦情処理委員会は、高齢者委員会により選出された委員の中からその議長を互選する。

第36条 コムーネ議会は、苦情処理委員会の活動に関する費用を負担し、かつ、委員会に対し、自由に用いることのできる事務局を提供する。

2. コムーネ議会は、コムーネ議会の議員でない苦情処理委員会の委員が、手当、失われた労働稼得に対する証明に基づく補償及びコムーネの運営管理に関する法律16条aの規定に基づく実費補填を受けることを決定することができる。

第3節 小括

ロスキレ市の「プレスト」(ブレンストミング)は労使交渉のような過激なものではなく、ゆっくりと時間を掛けて相手の話も丁寧に聞き、穏やかな雰囲気の中で行われる²⁸⁾。

先のエデルデポー氏が語っているように、すでに200の自治体が自発的に「高齢者委員会」を設置しているのに更に国が法律化した。このことは、1979年～1982年の高齢者の生活向上を勧告する「高齢者政策委員会」が、第3報告書で高齢者福祉の3原則²⁹⁾を提示したように、デンマークは、まず個人の人権に焦点が当たるような政策がとられてきたからではないかと考える。高齢者福祉に関することは、高齢者の集まりである「高齢者委員会」が一番真剣に取り組める。人に決めてもらうより、高齢者が自分たちの英知でコムーネの議会に助言や政策提言をし、政策立案段階にかかわる。高齢者委員会の成立も、相手を尊重しながらブレンストミングに時間をかけ、合意形成を図りながら自立した集団に育て上げた。制度化することは、付随して権利、義務、補助金などの公的援助が受けられる。石黒暢氏の記述のように、デンマークの各自治体では、「高齢者委員会」と高齢者福祉の政策を協力体制で作りに上げてきた歴史がある³⁰⁾。したがってデンマークでは、自治体により独自性があるといえる。

高齢者福祉はコムーネの管轄であるが、自治体によって特徴がある。ヒアリングは在宅介護、介護住宅、高齢者住宅、予防的家庭訪問、配食サービス、福祉に対する予算配分などである。ロスキレ市の「高齢者委員会」のヒアリングの対象に福祉関係だけでなく文化的な関係や交通関係のことも入れて行政や市議会議員と検討する必要があるとイエデルデポー氏が語った内容からは、高齢者のチボリ公園へのバス旅行、低床バスの運転手が身体障害者の乗降の世話をするなど、現在以上に発展させるべく努力していこうとする姿が伺える。

ロスキレ市では、行政、議員とのヒアリングに通常、社会保健課長と書記の役目をする担当職員（秘書）が出席する。行政と高齢者委員会の代表の話し合いは、7月と12月を除く毎月開催されている。ロスキレ市の「高齢者委員会」の関係者の聞き取りから感じたことは、年齢的に介護の対象に最も近い元気な高齢者が政策決定の過程に参加することが大切で意義があるということである。現在、介護を受けている高齢者にも心強い。

高齢者委員会の活動成果の具体的な1例として、施設入居者が自分で年金管理ができるようになった。以前の天引きと比べ手元に小遣いが残るようになったと聞く。施設入居の高齢者には金銭の自己管理は、大切な生きがいの創出である。仲間である高齢者委員会のメンバーが編み出した年金自己管理から施設入居者は、確かな手ごたえとして、安心して日々の生活が送れるのではないだろうか、職員はそのための管理・事務も増えるが、高齢者の生きがいが最優先された具体的例である。

ロスキレ市長を表敬訪問した際、「市長にとって高齢者委員会はどのような存在ですか」と筆者が質問すると、「とても頼りにしている。今後も大切に考えていきたい存在である」と、即座に返事が返ってきた。また、ロスキレ市においては、行政と議会、市民とが絶えずお互いに話し合うことを大切にして合意形成を図り市政に活かしていることが聞き取り調査でわかった。例えば、将来の後期高齢者増加に対する介護保障、高齢者の健康増進政策、配食サービスに関することなどが、行政、施設等の個別の聞き取り調査で相互の話が完全一致し、合意形成が見事に図られている。さらに、ロスキレ市の元社会局長インガ・ヘアルフ氏（Innge Herluf）が市民参加の興味を保持するためには、市民の努力が実り成果を上げることだと述べている³¹⁾。インガ・ヘアルフ氏のことばを基軸にするなら日本の現在はどの辺りに位置しているのだろうか。値はおそらくマイナス評価だと考える。現在の日本には、デンマークの高齢者委員会と類型のものはないが、筆者は必要だと考えている。

このようにデンマークでは高齢者自身が地域の政策決定に影響力を持てるような民主的な制度が整えられている。高齢者の当事者組織などの力で下から地道に積み上げてきた取り組みを、行政がサポートして「高齢者委員会」を制度化した。ロスキレ市の高齢者委員会との交流で、利用者側に立った高齢者の市民参加の在り方を学び有益であった。このほかにも、高齢者住宅や老人ホームなどに利用者委員会（以前は、居住者委員会（beboerraad）といていた）があり、それぞれの施設の運営、予算、職員の雇用などに影響力を持っている。デンマークでは、「一番近い人が権利と責任を持つ」といわれているように³²⁾、現

場レベルでも、施設の運営などに高齢者の意見が反映される仕組みになっている。

-
- 1) 小島ブンゴード孝子『モア～あるデンマークの高齢者の生き方』ワールドプランニング、2002年、128頁)。
 - 2) コペンハーゲン在住、医療・福祉関連のコーディネーター澤渡夏代ブランド氏。
 - 3) 小島ブンゴード孝子/澤渡夏代ブランド『福祉の国からのメッセージ』丸善ブックス、1996年、222頁より「1995年10月に、社会大臣が高齢者審議会(委員会)を全国の市に設置する法案を国会に提出」。
 - 4) 「高齢者委員会」(・ldrer・d)について、小島ブンゴード孝子氏は、著書(『モア～あるデンマークの高齢者の生き方』ワールドプランニング、2002年、125頁)で「高齢者審議会」とし、また小島ブンゴード孝子/澤渡夏代ブランド共著(『福祉の国からのメッセージ』丸善ブックス、1996年、221頁)でも「高齢者審議会」と訳されている。さらに、水谷利亮氏は「高齢者住民委員会」と表現している(「デンマークの高齢者住民委員会と市民参加-転換期の保健福祉政策における地方自治の在り方をめぐって」、『社会学論集』高知短期大学/社会科学学会編、2002年、89頁)。しかし、本稿では、石黒暢氏による「高齢者委員会」とする(西澤秀夫・真弓美果・上掛利博編『世界の社会福祉 デンマークノルウェー』旬報社、1999年、55頁)。
 - 5) 高齢者委員会は、コムーネの議会に対して高齢者政策に関して助言機能や政策提言機能を持ち、議会の課題設定と、政策立案段階に関わる。高齢者委員会のメンバーが苦情処理委員会に出席しているので個別サービスの評価も担っていることになる(水谷利亮「デンマークの高齢者住民委員会と市民参加-転換期の保健福祉政策における地方自治の在り方をめぐって」、『社会学論集』高知短期大学/社会科学学会編、2002年、107頁)。
 - 6) 西澤秀夫氏訳「社会社会領域における権利保障及び行政管理に関する法律(Lov om retssikkerhed og administration p• det sociale omr• de)」(仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 国際社会福祉』旬報社、2000年、430頁)。石黒暢氏は、「高齢者委員会を法定化し、高齢者委員会を各コムーネに設置する義務を課したのが、1996年の改正生活支援法である」としている(西澤秀夫・真弓美果・上掛利博編『世界の社会

福祉 デンマークノルウェー』旬報社 1999 年、56 頁)。小島ブンゴード孝子氏は、審議会(高齢者委員会と同じ)メンバーは、毎月定例会をもち、次回の市議会に提出される議題を検討する。もし、議題内容にシニア市民代表として意見がある場合には、書面で市議会に提出する。高齢者政策が最大の関心事だが、市の予算、文化、交通などに関しても自由に意見を述べることができる。審議会はあくまでも諮問機関であるため、意見書は出せても、市議会で直接発言したり、議会の決定プロセスに参加することはできない。カーレボ市では、2カ所の高齢者福祉センターで、高齢者審議会は定期的にシニア市民との意見交換会を設けている。市によっては、市議会の対応の悪さや審議会メンバーの技量不足により、円滑に進んでいないところもあるようだが、ほぼ、デンマーク社会に定着したように思われる(小島ブンゴード孝子『モア～あるデンマークの高齢者の生き方』ワールドプランニング、2002年、125頁)。

- 7) ロスキレ市「高齢者委員会」よりの聞き取り(2002年8月22日)。
- 8) 「学校審議会」は保護者、生徒、教師(管理者含む)から組織されているとの説明を受けた(2002年8月ロスキレ市、高齢者委員会)。
- 9) 西澤秀夫氏の訳「社会委員会」は、「社会行政領域における権利保障及び行政管理に関する法律(lov om retssikkerhed og administration på det sociale område)」の第7章に訳されている(仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 国際社会福祉』旬報社、2000年、433頁)。

第7章 社会委員会

第44条 社会委員会は、この法律の定める範囲内でコムーネ及びアムト・コムーネが行う決定に関する、不服申し立てを処理する。

第45条 すべてのアムトに、社会委員会を設置する。社会委員会の議長は、国家アムトの知事とする。

2 社会委員会は、議長のほか5人の委員により構成する。社会大臣は、以下の各号に掲げる組織の推薦に基づき、委員及び各委員の代理人を指名する。1)当該アムト内のコムーネ連合会

2)当該アムト・コムーネ 3)デンマーク労働組合連合会 4)デンマーク経営者協会 5)障害者全国協議会

3 個別案件の裁決は、通常の数決により行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 国家アムトは、社会委員会に対し、事務的な援助を与えるものとする。

第46条 コペンハーゲン及びフレデリクスベアのコミューネに、一つの社会委員会を置く。当該社会委員会の議長は、社会保障庁長官とする。

2 前項に定める委員会の委員及び代理人は、前条第2項に定めると同様の方法により指名する。但し、前条第2項第1号及び第2号の組織による推薦は、コペンハーゲン及びフレデリクスベアのコミューネが共同で行うものとする。

第47条 第17条及び第40条の規定に基づく委員会の委員は、社会委員会の委員となることができない。社会委員会の権能に属する事務領域の行政に従事するコミューネの職員についても、同様とする。

第48条 社会委員会の委員の任期は4年とし、地方議会議員の任期の始期をもって委員の任期の始期とする

2 社会大臣は、個別案件の審議の際の委員会の構成及び、第78条の規定に基づく指導実務及び調整業務を含む委員会の事業に関する規則と併せて、委員会の運営規則を制定するものとする。

10) 水谷氏によれば、高齢者委員会とコミューネ議会との関係や協議は、議会全体とではなく、議会の高齢者保健福祉政策を担当する社会委員会との間です。その他に、高齢者の生活にかかる具体的な問題に関しては、社会委員会に加えて、議会の他の委員会に対して、議会が決定する前に高齢者委員会として、質問することができる。高齢者委員会と、社会委員会との協議は年 2 回（内 1 回は、翌年の予算が最終決定される前）行われる（水谷・前掲論文(注5)、100頁）。

11) ロスキレ市は、デンマークでも、早い時期に高齢者委員会の制度を導入（1982 年）している（同上、92 頁）。

12) ロスキレ市役所では、職員 5000 人、常勤は 4000 人。財務局、社会局、文化局、教育局、技術局があり、社会局が高齢者福祉関係の業務を担っている（2002 年 8 月ロスキレ市役所で聞き取り）。高齢者委員会の窓口となる公務員は Dagmar Skovbjerg 氏で高齢者アドバイザーの職務も担っている。Dagmar Skovbjerg 氏は高齢者委員会の事務局に行政情報の提供をする秘書（高齢者委員会の会議録（報告書）作成）でもある（水谷・前掲論文(注5)、102頁）。

13) 水谷氏によれば、高齢者委員会の委員会のメンバーは、単なる高齢の市民としての参

加でなくイエデルデポー氏や、現在の高齢者委員会委員長の話にあったように、今まに、対人関係で働いてきた経験者が多く、積極的な行動力の持ち主の集団で、強力なメンバー構成であり、強力な委員構成である。水谷氏によると「ロスキレ市の高齢者委員会の委員は、「専門職」と「専門家」によって構成され、9人の委員の内、8人が高齢者に関わる何らかの専門職の経験者で、その内の3人が、NPOの経験や役員経験もし、また、コムーネの議員経験、社会委員会委員長を経験している。コムーネ議会に助言、政策提言を行う委員は、十二分に高齢者保健福祉の専門家集団である」としている。さらに水谷氏は、「高齢者委員会は番犬役で、コムーネ議会は決定に責任をもつ。高齢者委員会は、これまでの議会を中心とする代議制民主主義のシステムを補強・補完していると考えられる」としている（水谷・前掲論文(注5)、111頁）。

- 14) 現在も、住民や高齢者に会議日程、議事の情報公開をしている（2002年8月聞き取り調査）
- 15) ロスキレ市、高齢者委員会で聞き取りから、2001年の高齢者委員会の候補者は23人であった。現在（2002年8月）の委員のメンバーは2002年1月より任に付いている（2002年8月高齢者委員会での聞き取り調査より）。
- 16) デンマークのコムーネ議員は、議員以外に生計のための本業を持っている。議員の報酬は時間給プラス交通費ぐらいで、市長だけが、部長級の給料で専門の公務員である（2002年8月聞き取り）。高齢者委員会の委員は、日常において時間の余裕があり、技術者や、行政官とコンタクトをとり、議論できる立場にある。政策決定にも過去の職業経験より専門的に助言できる。
- 17) ローカルセンターの所長経験者（女性）、元コムーネ議員（4年間社会福祉委員会）（女性）、元県立病院検査技師（苦情処理委員会経験）（女性）、ロスキレ県看護協会会長（10年）（女性）、主婦、苦情処理委員会委員経験、コンタクト委員経験（女性）、前高齢者委員会会長、現会長（女性）、外資系4つの会社の取締役（男性）、高齢者問題全国連盟の高齢者政策委員経験、現在、ロスキレ高齢者体育会の会員、（男性）、元苦情処理委員会委員長、現在、高齢者問題全国連盟の高齢者問題全国連盟の理事（男性）（2002年8月の聞き取り調査と水谷・前掲論文(注5)、94頁）。
- 18) 水谷氏によると、高齢者委員会は、住民、高齢者とNPOの意見や利益を反映しながらコムーネの行政や議会に対して助言や政策提言を行うことが公式の制度の中で位置づ

けられているので「高齢者委員会は制度内媒介者である」としている（水谷・前掲論文（注5）、104頁）。但し、筆者の聞き取り調査はNPOを対象にしておらず、詳しいことはわからないが、高齢者委員会は、法律で規定されているので、制度内媒介者といえる。

19) ロスキレ市の現在の高齢者委員会委員長のことば。

20) 配食サービス、ホームヘルプサービス、訪問看護サービスなどを受けながら自宅で生活している高齢者が多くなったことで、1987年にプライエムの新設が停止された。変わって「高齢者及び障害者住宅に関する法律」にもとづく住宅が各自治体で建設されるようになった。プライエムはケアつき住宅に改築されている。ロスキレ市の場合、市の判定委員会で認められた高齢者で、身体的、社会的機能低下者が対象。「高齢者住宅」については本稿第1章第1節参照。

21) コムーネの社会委員会は、高齢者委員会に対してヒアリングを行う。ヒアリングは大切で高齢者委員会の希望事項などが協議される。高齢者委員会は、決定権はないが、助言機能は尊重される（ビョन्दール市長の発言にもあったように）。社会委員会は書類によって説明や報告する義務がある（2002年聞き取り調査より）。

22) ロスキレ市保健課長ダグマー・スコゥビヤグ氏の話と一致する。

23) 利用者委員会については西澤氏によって「社会行政領域における権利保障及び行政管理に関する法律(lov om retssikkerhed og administration på det sociale område)」で紹介されている（仲村・一番ヶ瀬編・前掲書(注9)、432頁）。

第41条 社会大臣は、アムト・コムーネ並びにコペンハーゲン及びフレデリクスベアの2つのコムーネの所管に属する社会行政領域の事務につきアムト・コムーネ及びこれらの2つのコムーネに助言することができる。利用者委員会に関する規則を制定することができる。

2 前項に定める規則は、コムーネの団体、コペンハーゲン及びフレデリクスベア・コムーネ及び障害者全国協議会と協議して、制定するものとする。この規則において、アムト議会の議員が利用者委員会の委員となることを、定めることができる。

3 社会大臣は、社会サービスに関する法律第71条及び第72条の規定に基づくアムト・コムーネの決定に関する不服申し立てを処理するための、利用者委員会の構成及び職務の範囲に関する規則を制定することができる。なお、第71条はコムーネの人的援助養護、介護。第72条は身体、精神機能低下者の介護支援について規定されている。実際のロスキレ市での運用の例は、高齢者障害者用住宅の利用者委員会は7人で構成され、4人は同住宅より、3人は

地域のメンバーから選ばれる。地域と入居者の比率は地区により異なる。ロスキレ市の場合、以前は「入居者委員会」といった。仕事は、入居者のための1ヶ月のプログラム作成(ジョン・ラッセン氏談)(『第9回高齢者福祉の旅』日野社会教育センター、2001年)。

- 24) 配食について(センター方式より各施設方式に変更する案について)ロスキレ市の現在(2002年8月)の高齢者委員会委員長は次のように語った。高齢者が好んで食べていない、栄養的にあまり好ましい状態でない、市の配食を扱わないと財政が困るのではないかと、かなり財政の問題がある。
- 25) 本稿第1章第3節に同じ。
- 26) 高齢者委員会はコムーネの議会に対して、助言機能と、政策提言機能を持つ、課題作成と、政策立案段階で関わる、さらに、高齢者政策に関して助言を行う苦情処理委員会にも3人のメンバーが参加しているので、個別の政策に対する評価もできる(水谷・前掲書(注5)、107頁)。
- 27) 苦情処理委員会については、西澤秀夫氏により、翻訳記載されている。苦情処理委員会は、「社会行政領域における権利保障及び行政管理に関する法律(Lov om retssikkerhed og administration på det sociale område)」第34条で紹介されている(仲村・一番ヶ瀬編・前掲書(注9)、430頁)。
- 28) 澤渡夏代プラント氏(2002年8月20日)。
- 29) 本稿第1章脚注19に同じ。
- 30) 石黒氏によれば、1996年に生活支援法が改正された。すべてのコムーネが高齢者委員会を設置しなければならないと定められた。しかしデンマークではそれ以前から各地で高齢者委員会は存在していた。始めて1967年にヴェアレーゼ市(vaerløse)で組織された。当時は「コンタクト委員会(kontaktudvalg)」と呼ばれていた。以前にも、受給者協会や高齢者組織などは行政との協力関係を保ってきたが、これを正式に組織化したわけである。コンタクト委員会は、いくつかの年金支給者協会が主導し、主にそのメンバーから構成されていた。その目的は高齢者と自治体の連絡や協力を促進し、両者の協力体制をつくる作り上げることにあつた。その後各地で同様のコンタクト委員会が設置されるようになり、80年代半ばには急激に増加した。「高齢者委員会」や「高齢者・障害者委員会(aeldre-og handicapped)」と呼ばれるものが多くなった。これらの委員会

は次第に、コムーネの高齢者福祉政策に対する発言力と影響力をもつようになった（西澤秀夫・真弓美果・上掛利博編『世界の社会福祉 デンマークノルウェー』旬報社1999年、56頁）。

31) 水谷氏によれば、議会と高齢者委員会は「二元代表制」がぶっかり合う関係か、協働関係かを問う場合に、代議制民主主義の補完・補強機能として、高齢者委員会があり、補強・補完の関係であるといえる。高齢者委員会は、決定権がないが、議会は、高齢者委員会の意見を慎重に受け止める。その理由は、議員の選挙に影響するから高齢者委員会の意見を無視できない。高齢者委員会の委員は、議員以上に高齢者保健福祉の専門家集団である（水谷・前掲論文(注5)、109頁）。

32) 2000年、8月デンマーク・ストラストラム県立補助器具センター所長アンナ・ホルム氏による聞き取り調査より。